○国土交通省令第八十三号

道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二十三条第二項並びに第二十七条第三項及び第五項並びに民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項、第四条第一項並びに第六条第一項の規定に基づき、旅客自動車運送事業運輸規則及び国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十月一日

国土交通大臣　井林　辰憲

旅客自動車運送事業運輸規則及び国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（旅客自動車運送事業運輸規則の一部改正）

第一条　旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第七条の三　一般乗用旅客自動車運送事業者は、ハイヤー旅客運送（タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）第二条第二項に規定するハイヤーであつて、法第八十六条第一項の規定により運送する旅客の範囲を限定する条件が付されていない事業用自動車を使用して行う運送をいう。以下同じ。）を引き受けた場合には、遅滞なく、当該ハイヤー旅客運送の申込者に対し、次の各号に掲げる事項を記載した運送引受書を交付しなければならない。 一　事業者の名称 二　運送契約の申込みの方法 三　運行の開始及び終了の地点及び日時 四　運賃及び料金の額 五　前各号に掲げるもののほか、国土交通大臣が定める事項 2　前条第二項及び第三項の規定は、ハイヤー旅客運送を行う一般乗用旅客自動車運送事業者について準用する。	（新設）
第二十八条の三　一般乗用旅客自動車運送事業者は、ハイヤー旅客運送を行う場合においては、その運行ごとに次の各号に掲げる事項を記載した運行指示書を作成し、かつ、これにより事業用自動車の運転者等に対し適切な指示を行うとともに、これを当該運転者等に携行させなければならない。 一　運行の開始及び終了の地点及び日時 二　運転者等の氏名 三　事業用自動車の自動車登録番号 四　運送契約の相手方の氏名又は名称及び連絡先 五　その他運行の安全を確保するために必要な事項 2　前条第二項の規定は、ハイヤー旅客運送を行う一般乗用旅客自動車運送事業者について準用する。	（新設）
（地図の備付け） **第二十九条**　（略） 2　一般乗用旅客自動車運送事業者は、タクシー業務適正化特別措置法第二条第五項の指定地域内の営業所に配置する事業用自動車（運送の引受けが営業所のみにおいて行われるものを除く。）にあつては、次の各号に掲げる機能を有する機器を備えておかなければならない。 一～三　（略） （運行管理者の業務） **第四十八条**　旅客自動車運送事業の運行管理者は、次に掲げる業務を行わなければならない。 一～十二の二　（略）	（地図の備付け） **第二十九条**　（略） 2　一般乗用旅客自動車運送事業者は、タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）第二条第五項の指定地域内の営業所に配置する事業用自動車（運送の引受けが営業所のみにおいて行われるものを除く。）にあつては、次の各号に掲げる機能を有する機器を備えておかなければならない。 一～三　（略） （運行管理者の業務） **第四十八条**　旅客自動車運送事業の運行管理者は、次に掲げる業務を行わなければならない。 一～十二の二　（略）

十二の三　ハイヤー旅客運送を行う一般乗用旅客自動車運送事業の運行管理者にあつては、第二十八条の三の運行指示書を作成し、かつ、これにより事業用自動車の運転者等に対し適切な指示を行い、事業用自動車の運転者等に携行させ、及びその保存をすること。

十三～二十一　（略）

２・３　（略）

（運転者）

第五十条　旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一～十　（略）

２～８　（略）

９　ハイヤー旅客運送を行う一般乗用旅客自動車運送事業者の運転者は、乗務中第二十八条の三の運行指示書を携行しなければならない。

10～12　（略）

（国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年国土交通省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第一（第三条及び第四条関係）	別表第一（第三条及び第四条関係）
（略）　（略）	（略）　（略）
旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）	旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）
第七条の二第二項及び第三項（これらの規定を第七条の三第二項において準用する場合を含む。）、第二十八条の二第二項（第二十八条の三第二項において準用する場合を含む。）並びに第三十七条第一項及び第二項	第七条の二第二項及び第三項、第二十八条の二第二項並びに第三十七条第一項及び第二項
（略）　（略）	（略）　（略）
別表第二（第五条及び第六条関係）	別表第二（第五条及び第六条関係）
（略）　（略）	（略）　（略）
旅客自動車運送事業運輸規則	旅客自動車運送事業運輸規則
第二十八条の二第一項、第二十八条の三第一項並びに第三十七条第一項及び第二項	第二十八条の二第一項並びに第三十七条第一項及び第二項
（略）　（略）	（略）　（略）
別表第四（第十条及び第十一条関係）	別表第四（第十条及び第十一条関係）
（略）　（略）	（略）　（略）
旅客自動車運送事業運輸規則	旅客自動車運送事業運輸規則
第七条の二第一項及び第七条の三第一項	第七条の二第一項
（略）　（略）	（略）　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和八年十月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行前に申込みがされたハイヤー旅客運送（第一条の規定による改正後の旅客自動車運送事業運輸規則第七条の三第一項に規定するハイヤー旅客運送をいう。）の引受けについては、なお従前の例による。